

新旧対照表（非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款）

改定前		改定後	
(用語の意義) 第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。		(用語の意義) 第 2 条 この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。	
①非課税口座	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座をいいます。	①非課税口座	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座をいいます。
②非課税上場株式等管理契約	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。	②非課税上場株式等管理契約	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号に定める非課税上場株式等管理契約をいいます。
③非課税累積投資契約	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に定める非課税累積投資契約をいいます。	③非課税累積投資契約	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 4 号に定める非課税累積投資契約をいいます。
④非課税適用確認書	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に定める非課税適用確認書をいいます。	④非課税適用確認書	租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に定める非課税適用確認書をいいます。
⑤非課税管理勘定	非課税上場株式等管理契約に基づき振替口座簿に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 26 年から平成 35 年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。	⑤非課税管理勘定	非課税上場株式等管理契約に基づき振替口座簿に記載または記録される上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、 <u>2014 年</u> から <u>2023 年</u> までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。
⑥累積投資勘定	非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成 30 年から平成 49 年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。	⑥累積投資勘定	非課税累積投資契約に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、 <u>2018 年</u> から <u>2037 年</u> までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。
⑦勘定設定期間	非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。	⑦勘定設定期間	非課税口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設けることができる期間をいいます。
⑧上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する株式等をいいます。ただし、当行では公募株式投資信託だけの取扱いとなります。	⑧上場株式等	租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する株式等をいいます。ただし、当行では公募株式投資信託だけの取扱いとなります。
⑨非課税口座内上場株式等	非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等をいいます。	⑨非課税口座内上場株式等	非課税管理勘定または累積投資勘定において振替口座簿へ記載または記録されている上場株式等をいいます。
⑩振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をい	⑩振替口座簿	社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に規定する振替口座簿をい

改定前		改定後	
	ます。		ます。
①特定口座	租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。	①特定口座	租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に定める特定口座をいいます。
<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(すでに当行に非課税口座を開設しており、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の金融機関若しくは証券会社に提出していない場合に限り、) または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(すでに当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) を、当行が定める期間に提出していただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。) または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。) の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間で当行が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 お客さまは、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当行に対し、<u>住民票の写し</u>、<u>個人番号カード</u>その他一定の書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第20項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>		<p>(非課税口座開設届出書等の提出等)</p> <p>第3条 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項および第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書の交付申請書」(すでに当行に非課税口座を開設しており、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を他の金融機関若しくは証券会社に提出していない場合に限り、) または「非課税口座開設届出書」および「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」(すでに当行に非課税口座を開設している場合には、「非課税適用確認書」「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」) を、当行が定める期間に提出していただきます。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。) または非課税管理勘定または累積投資勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。) の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間で当行が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受領することができません。</p> <p>なお、当行では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当行所定の方法で保管いたします。</p> <p>2 お客さまは、前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等を提出される際に、当行に対し、<u>個人番号カード</u>その他一定の書類を提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第24項の規定に該当する場合には、ご氏名、生年月日およびご住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>	

改定前	改定後
<p>3 前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客さまが提出することができます。</p> <p>4 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関若しくは証券会社に重複して提出することはできません。</p> <p>5 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第17項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>6 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>7 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融機関若しくは証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第14項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>8 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定がすでに設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>9 平成29年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に平成29</p>	<p>3 前項の「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」は、当該非課税の適用を受けようとする年の1月1日において満20歳以上の居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者であるお客さまが提出することができます。</p> <p>4 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当行または他の金融機関若しくは証券会社に重複して提出することはできません。</p> <p>5 お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第21項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。</p> <p>6 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第8号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>7 お客さまが当行の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融機関若しくは証券会社に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第18項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して下さい。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定または累積投資勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>8 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定または累積投資勘定がすでに設けられている場合には当該非課税管理勘定または累積投資勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第37条の14第5項第7号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>9 2017年10月1日時点で当行に開設した非課税口座に2017年分</p>

改定前	改定後
<p>年分の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、平成30年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>	<p>の非課税管理勘定が設けられており、当行に個人番号の告知を行っているお客さまのうち、同日前に当行に対して「非課税適用確認書の交付申請書のみなし提出不適用届出書」を提出しなかったお客さまにつきましては、2018年分以後の勘定設定期間に係る「非課税適用確認書の交付申請書」を提出したものとみなし、第1項の規定を適用します。</p>
<p>(非課税管理勘定の設定)</p>	<p>(非課税管理勘定の設定)</p>
<p>第4条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録される上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>	<p>第4条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載または記録される上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>
<p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税適用確認書」が年の途中において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>(累積投資勘定の設定)</p>	<p>(累積投資勘定の設定)</p>
<p>第4条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成30年から平成49年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>	<p>第4条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2037年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第3条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」に記載された累積投資勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>
<p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日</p>	<p>2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日</p>

改定前	改定後
<p>（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第6条 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録されるものに<u>限り</u>ます。）のみ受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第4条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの（投資信託の収益分配金の再投資も取得に含みます。）</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第9項各号の規定に基づき移管</p>	<p>（「非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客さまの非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） 第6条 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録されるものに限り、<u>「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるものを除き</u>ます。）のみ受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第4条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの（投資信託の収益分配金の再投資も取得に含みます。）</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当行非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当行の営業店に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移</p>

改定前	改定後
<p>がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項により読み替えて準用する同条第9項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第11項各号に規定する上場株式等</p> <p>（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第6条の2 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、その証券投資信託に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第4条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの（投資信託の収益分配金の再投資も取得に含みます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第8条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第6条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第11項各</p>	<p>管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第6条の2 当行は、お客さまの非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客さまが当行と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得した上場株式等で①、②に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。</p> <p>① 第4条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が40万円を超えないもの（投資信託の収益分配金の再投資も取得に含みます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する上場株式等</p> <p>（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>第8条 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第6条第1号ロおよび第2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各</p>

改定前	改定後
<p>号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第18項において準用する同条第11項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年間を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止し</p>	<p>号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第10号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第10号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当行は、お客さま(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取扱した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い) 第9条 この約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年間を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止し</p>

改定前	改定後
<p>た非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまから当行に対して第6条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまが当行に特定口座を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客さまが当行に特定口座を開設しており、お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管</p> <p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当行は、お客さまから提出を受けた第3条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載ま</p>	<p>た非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客さまから当行に対して第6条第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管</p> <p>② お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第9条の2 この約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第3条第8項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>① お客さまから当行に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客さまが当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当行は、お客さまから提出を受けた第3条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後にご氏名またはご住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載ま</p>

改定前	改定後
<p>たは記録されたお客さまのご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。</p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日におけるご氏名およびご住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載したご氏名およびご住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるご氏名およびご住所が確認できなかった場合には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以降、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのご氏名およびご住所を確認できた場合またはお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） 第 11 条 お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が定める期間までに、</p>	<p>たは記録されたお客さまのご氏名およびご住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客さまが初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認いたします。<u>ただし、当該確認期間内にお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客さまから、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>① 当行がお客さまから租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日におけるご氏名およびご住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載または記録がされた当該基準経過日におけるご氏名およびご住所</p> <p>② 当行からお客さまに対して書類を郵送し、当該書類にお客さまが当該基準経過日におけるご氏名およびご住所を記載して、当行に対して提出した場合 お客さまが当該書類に記載したご氏名およびご住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客さまの基準経過日におけるご氏名およびご住所が確認できなかった場合 <u>（第1項ただし書の規定の適用があるお客さまを除きます。）</u>には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客さまの非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以降、前項各号のいずれかの方法によりお客さまのご氏名およびご住所を確認できた場合またはお客さまからご氏名、ご住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>（非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き） 第 11 条 お客さまが、当行に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。 2 お客さまが、当行に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当行が定める期間までに、</p>

改定前	改定後
<p>当行に対して「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」をご提出いただく必要があります。この場合において、当行は、「<u>金融商品取引業者等変更届出書（勘定変更用）</u>」の提出を受けて作成した「<u>勘定廃止通知書</u>」をお客さまに交付することなく、作成をした日にお客さまから提出を受けたものとみなして、<u>租税特別措置法第37条の14第21項の規定を適用します。</u></p> <p>3 平成36年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に平成35年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>（届出事項の変更） 第15条 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったとき、または個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは<u>住民票の写し、個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</u></p> <p>（契約の解除） 第17条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 （新 設）</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第1項に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国日</p>	<p>当行に対して「<u>非課税口座異動届出書</u>」をご提出いただく必要があります。</p> <p>3 2024年1月1日以後、お客さまが当行に開設した非課税口座（当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当行に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>（届出事項の変更） 第15条 第3条に基づく「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の提出後に、お客さまのご氏名、ご住所、個人番号など当該「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」等の記載事項に変更があったとき、または個人番号が初めて通知されたときは、租税特別措置法施行令第25条の13の2の規定によりお客さまは、遅滞なくその旨を記載した「非課税口座異動届出書」を当行に提出していただきます。その変更がご氏名、ご住所または個人番号に係るものであるときは、お客さまは個人番号カードその他一定の書類を提示いただき、確認をさせていただきます。</p> <p>（契約の解除） 第17条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 ① お客さまから租税特別措置法第37条の14第21項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 ② <u>租税特別措置法第37条の14第27項第1号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第29項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合</u> 租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5年経過する日の属する年の12月31日） ③ <u>租税特別措置法施行令第37条の14第27項第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国日</p>

改定前	改定後
<p>書」の提出があった場合 出国日</p> <p>③ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 <u>租税特別措置法施行令第25条の13の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>④ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</u></p> <p>⑤ 当行の証券取引約款の規定に基づきお客さまの証券取引口座が廃止となった場合 当該証券取引口座の廃止日</p> <p>⑥ <u>お客さまがこの約款の変更不同意とされたとき 当行が定める日</u></p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日</p> <p>2 前項第4号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当行に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、<u>租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が課税口座に払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</u></p> <p>（約款の変更）</p> <p>第 19 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。</p> <p>2 <u>当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課するものである場合は、その改定の内容をお客さまに通知します。この場合、当行があらかじめ定める日まで異議の申し出がないときは、その改定に同意したものととして取扱います。</u></p> <p>3 当行は、改定の内容がお客さまの従来の権利を制限するもしくは</p>	<p>④ お客さまが出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「<u>（非課税口座）継続適用届出書</u>」を提出した場合を除く）<u>租税特別措置法第37条の14第31項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</u></p> <p>⑤ お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、<u>租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日</u></p> <p>⑥ 当行の証券取引約款の規定に基づきお客さまの証券取引口座が廃止となった場合 当該証券取引口座の廃止日 (削 除)</p> <p>⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき 当行が定める日</p> <p>2 前項第5号に定める相続・遺贈の場合、非課税口座開設者の相続人・受遺者は、当行に「非課税口座開設者死亡届出書」をご提出いただく義務があります。なお、当該届出書のご提出の時期にかかわらず、<u>租税特別措置法その他の法令に基づき、非課税口座開設者であった被相続人・遺贈者が死亡した日に当該非課税口座から上場株式等の全部が課税口座に払い出され、同日にこの契約が解除される取扱いとなることにご留意ください。</u></p> <p>（約款の変更）</p> <p>第 19 条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、<u>民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネットまたはその他相当の方法により周知します。</u> (削 除)</p> <p>(削 除)</p>

改定前	改定後
<p data-bbox="250 240 1086 400"> <u>お客さまに新たな義務を課すものでない場合、または、改定の影響が軽微であると判断される場合には、前項の通知を当行ホームページへの掲載によって代えることがあります。この場合、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u> </p> <p data-bbox="996 472 1086 501">以上</p> <p data-bbox="748 544 1086 572">平成29年10月1日 改定</p>	<p data-bbox="1883 440 1973 469">以上</p> <p data-bbox="1682 512 1973 541">2020年4月1日 改定</p>